# 資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件

**〇国土交通省、環境省告示第一号（月二十八日）**

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハの規定に基づき、資機材等の材質に関する試験（平成十二年二月厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

## 改　正　後

資機材等の材質に関する試験

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第１条第17号ハに規定する機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。

１　浸出用液の調製

(1)　(略)

(2) 調製方法

ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／１炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／１塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１lとする。

この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／１水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／１、アルカリ度35（±５）mg／１及び残留塩素0.1（±0.2）mg／１（膜モジュールに係る場合にあっては、０mg／１）になるように調製する。

水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。

| pH値 | ガラス電極法 |
|---|---|
| カルシウム、マグネシウム等（硬度） | フレームー原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマー質量分析法（以下「ＩＣＰーMS法」という。）、連続流れ分析ー誘導結合プラズマー質量分析法（以下「連続流れ分析ーＩＣＰーMS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法 |
| (略) | (略) |

２　(略)

３　分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

## 改　正　前

資機材等の材質に関する試験

水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第１条第17号ハに規定する機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。

１　浸出用液の調製

(1)　(略)

(2) 調製方法

ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／１炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／１塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１lとする。

この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／１水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／１、アルカリ度35（±５）mg／１及び残留塩素0.1（±0.2）mg／１（膜モジュールに係る場合にあっては、０mg／１）になるように調製する。

水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。

| pH値 | ガラス電極法 |
|---|---|
| カルシウム、マグネシウム等（硬度） | フレームー原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマー質量分析法（以下「ＩＣＰーMS法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法 |
| (略) | (略) |

２　(略)

３　分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

| | |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物<br><br>水銀及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法<br>連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法又は還元気化－原子吸光光度法 |
| セレン及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ－ＭＳ法、連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法、水素化物発生－原子吸光光度法又は水素化物発生－誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生－ＩＣＰ法」という。） |
| 鉛及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| ヒ素及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ－ＭＳ法、連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法、水素化物発生－原子吸光光度法又は水素化物発生－ＩＣＰ法 |
| 六価クロム化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |
| ホウ素及びその化合物 | ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |
| 亜鉛及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| アルミニウム及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| 鉄及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| 銅及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| ナトリウム及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法、連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン） |

| | |
|---|---|
| カドミウム及びその化合物<br><br>水銀及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法<br>還元気化－原子吸光光度法 |
| セレン及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ－ＭＳ法、水素化物発生－原子吸光光度法又は水素化物発生－誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生－ＩＣＰ法」という。 |
| 鉛及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| ヒ素及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ－ＭＳ法、水素化物発生－原子吸光光度法又は水素化物発生－ＩＣＰ法 |
| 六価クロム化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |
| ホウ素及びその化合物 | ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |
| 亜鉛及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| アルミニウム及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| 鉄及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| 銅及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| ナトリウム及びその化合物 | フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン） |

| | |
|---|---|
| マンガン及びその化合物 | フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |

注１・２（略）

４・５（略）

| | |
|---|---|
| マンガン及びその化合物 | フレームレスー原子吸光光度法、フレームー原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法 |
| （略） | （略） |

注１・２（略）

４・５（略）